

本規程は、選手及びチーム、又は審判員の登録、活動、試合、等に関して生ずる、疑義又は不服について審査し、公平なる判断を持って、選手審判員の士気向上の促進を目指すものである。

第1章 網引競技審査委員会（以下「委員会」という。）の設置

第1条 全国各ブロックにブロック網引競技審査委員会（以下「ブロック委員会」という。）を設置する。委員会の構成は、ブロック連盟理事が会長を務め、ブロック内都道府県連盟理事長を委員に充てる。

第2条 社団法人日本網引連盟（以下「連盟」という。）内に網引競技審査委員会（以下「中央委員会」という。）を設置する。委員会の構成は、連盟副会長が会長を務め、総務事業本部長、法務委員長、競技普及本部担当理事、競技普及本部長及び連盟関係者以外の者1名を委員に充て、調査及び資料の作成は連盟事務局が行う。

2 前項の委員構成において、委員に不都合ある場合、会長には、次席の副会長、更に競技普及本部担当理事が代理を務め、委員には、各本部、委員会において、次席の者がこれを務める。

第3条 本委員会の運営は、全国各ブロック、又は連盟の各々の事務局がこれを行う。

第4条 委員の任期は、理事の任期をもって終了する。ただし、提訴案件審理中のものがある場合は、審理終了、決定を下した後に終了する。非理事の委員もこれに準ずる。

第2章 疑義又は不服の審査請求

第5条 選手又はチーム、若しくは審判員、団体は、選手又はチーム若しくは審査員の資格、或いは競技会での審判員並びに選手、監督等の行為等に関し、疑義、或いは不服ある場合（競技中の審判の判定を除く。）、当該事件発生の日から30日以内又は、事件発覚の日から15日以内に、ブロック委員会に申し立て、裁定を得ることができる。

第6条 前条の決定に、疑義又は不服ある申し立て人は、決定のあった日から15日以内に、中央委員会にその裁定を求めることができる。ただし、連盟主催又は共催に関わる疑義又は不服については、ブロック委員会を経ることなく、事件発生の日から90日以内又は、事件発覚の日から15日以内に、直接中央委員会

に提訴することができる。

第7条 前条の中央委員会決定に、なお不服ある申し立て人又は連盟は、決定の日から4週間以内又は、その決定が効力を生じた日から6週間以内に、日本スポーツ仲裁機構に提訴することができ、同機構が「スポーツ仲裁規則」に従つて行う仲裁により解決されるものとする。

第3章 委員会の任務及び権限

第8条 ブロック委員会は、第5条の規定により、申し立てがあったときは、速やかに会議を招集し、これを審議し、その決定は、爾後に行われる大会の1週間前までに申し立て人、又はチーム等に通知し、その写しを所属都道府県連盟及びブロック連盟に送付しなければならない。なお、その申し立てが、大会直前であった場合は、遅くとも、大会前日までに決定を下し、申し立て人、又はチームに通知し、これを更に大会本部にも通知しなければならない。

第9条 中央委員会は、第6条の規定により、申し立てがあった場合、前条の規定に準じ、これを処理しなければならない。

第10条 中央並びにブロックの各委員会は、選手又はチームの資格、若しくはその行為に関し、疑義或いは、網引競技の品位を損なうような疑いのある場合は、自らの権限において調査並びに審議をし、決定を下し、該当する審判、選手又はチームに通告し、その写しを所属都道府県連盟及びブロック連盟に送付しなければならない。ただし、その決定が大会直前であった場合は、遅くとも、大会前日までに該当する審判、選手又はチームに通告し、その写しを所属都道府県連盟及びブロック連盟に送付しなければならない。

第11条 中央委員会は、日本スポーツ仲裁機構による裁定があった場合は速やかにこれを申し立て人及び所属ブロック委員会に通知をしなければならない。

第4章 処分に関する規定

第12条 本規定による決定又は判定に關し、処分を必要と認めた件については、次の5段階をもってする。また、前条の日本スポーツ仲裁機構の決定により中央委員会の決定が支持された場合も同様とする。

処分の種類

- 1 譴責
- 2 注意
- 3 戒重注意

処分権者

- | |
|---------|
| 競技普及本部長 |
| 同上 |
| 同上 |

綱引競技審査委員会規定4.0 cm 03.6.20 4:34 PM ページ

- 4 審判、選手又はチームの1年未満の資格停止
5 審判、選手又はチームの1年以上の資格停止

専務理事

同上

付則

- 1 この規定は、平成14年4月1日より施行する。
2 この規定は、平成15年6月14日より施行する。
なお、改訂理由は、日本スポーツ仲裁機構設立（2003.4.30付け文書）に伴い、
規程の一部を改訂する。